

滋 医 險 第 2 1 9 号
令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日

各医療機関等の長 様

滋賀県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

被用者保険分福祉医療費にかかる審査支払業務の委託替えについて

平素は、福祉医療行政の円滑な推進について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、被用者保険分の福祉医療費の請求については、福祉医療費請求書(連名簿)により滋賀県国民健康保険団体連合会に送付いただいておりますが、医療機関等および市町の事務負担軽減等のため、下記のとおり審査支払業務の委託替えを行うこととなりました。なお、これに伴い請求事務費を段階的に廃止することとなりましたのでお知らせいたします。詳細につきましては、令和 2 年 8 月頃にお知らせする予定です。

記

1 委託替え先

社会保険診療報酬支払基金(現行:滋賀県国民健康保険団体連合会)

2 委託開始

令和 3 年 4 月診療分(令和 3 年 5 月請求分)から

3 請求事務費

令和 3 年 4 月診療分(令和 3 年 5 月請求分)から

1 件(レセプト 1 枚)あたり 25 円

令和 4 年 4 月診療分(令和 3 年 5 月請求分)から

1 件(レセプト 1 枚)あたり 0 円

4 その他

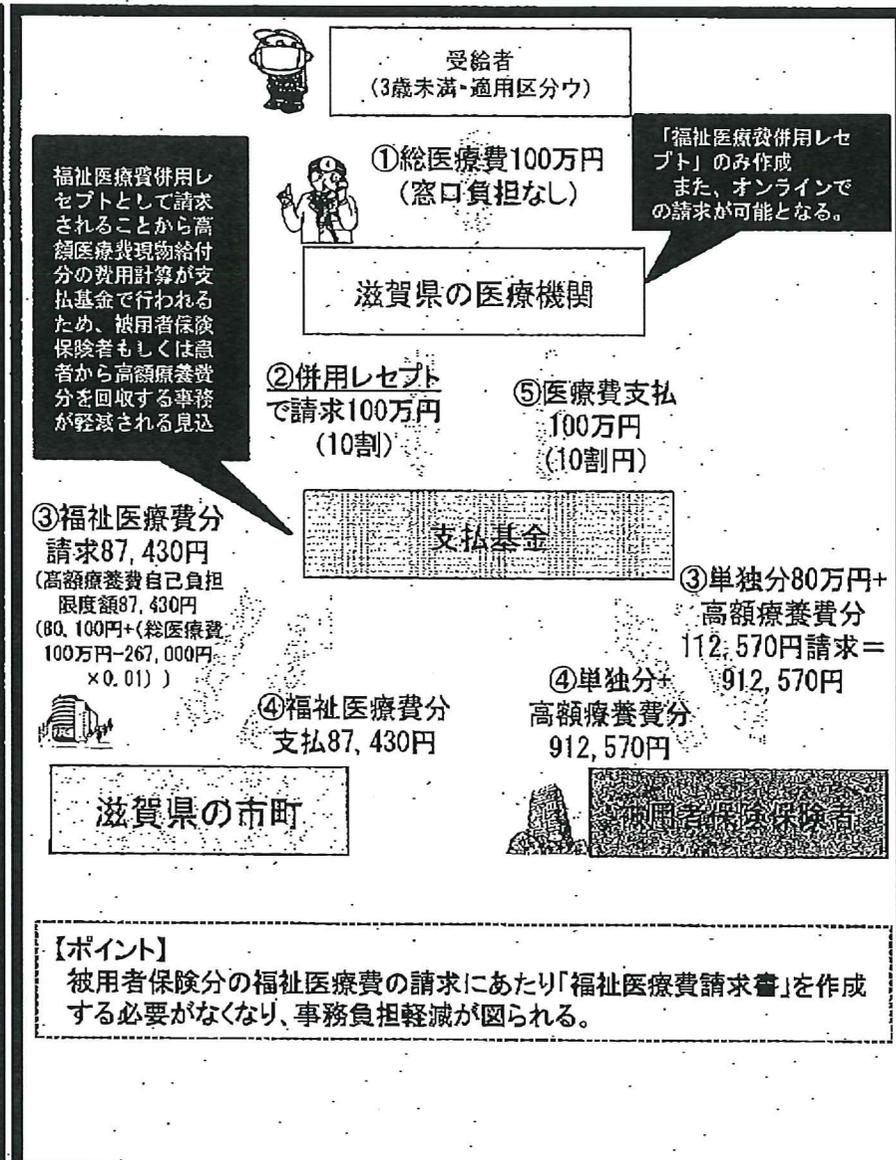
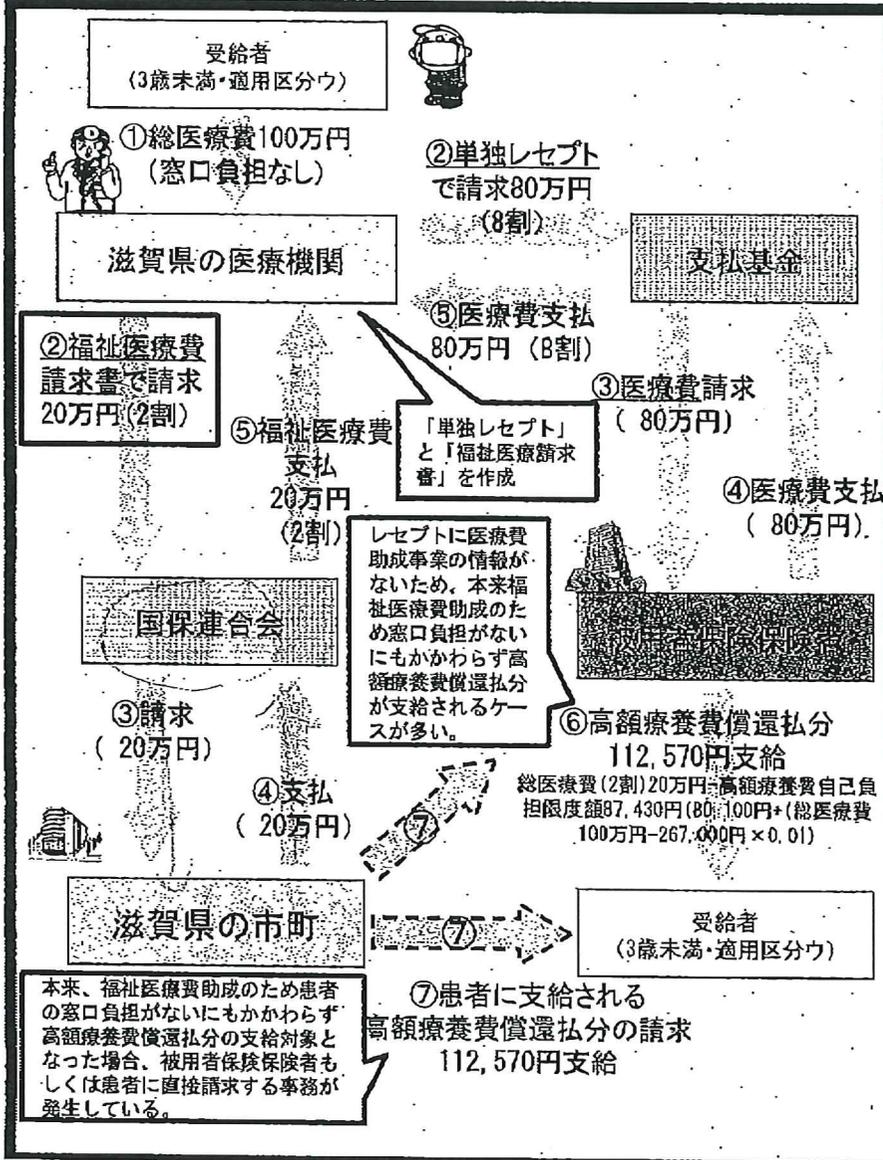
被用者保険分の福祉医療費については、併用レセプトとして社会保険診療報酬支払基金に送付いただくこととなりますので、委託替えまでにシステム変更(福祉医療マスタ登録等)を実施していただく必要があります。

滋賀県健康医療福祉部医療保険課
担当: 谷、丹羽
TEL: 077-528-3571
E-mail: ee0001@pref.shiga.lg.jp



【現行】「被用者保険単独レセプト」と「福祉医療費請求書」による請求

【検討中の案】「福祉医療費分を被用者保険併用レセプト」として請求



【ポイント】
被用者保険分の福祉医療費の請求にあたり「福祉医療費請求書」を作成する必要がなくなり、事務負担軽減が図られる。